

# 避難者への「新たな支援策への移行」(福島県) についての主な問題点

福島県からのお知らせ

災害救助法の対応から新たな支援策への移行 ←※①

仮設・借上げ住宅の供与期間を更に1年延長(6年間)し、平成29年3月までとする。

※避難指示区域以外(地震・津波の被災者を除く)からの避難者においては新たな支援策に移行します。

## 帰還・生活再建に向けた総合的な支援策

### ○新規・重点施策

#### 〈検討を進める施策〉

- 借上げ住宅等から県内の恒久的な住宅への**移転費用の支援**(27年度～) ※②
- 低所得世帯等に対する**民間賃貸住宅家賃への支援**(29年度～) ※③
- 避難者のための**住宅確保(公営住宅等)**への取組 ※④
- 避難者のコミュニティ活動の強化**

- ◆**被災者のくらし再建相談ダイヤル**を(電話番号:0120-303-059)設置しました。(平成27年6月15日から)
- ◆県職員や住まいの専門家などが避難先(他県等)に出向き**帰還や生活に関する相談会**を開催する予定です。(平成27年7月から ※避難者の多い都県を中心に実施)

### ○生活再建支援策の継続・拡充

#### 〈健康・福祉・子育て〉

- 県民健康調査事業
- 被災者の心のケア事業 等

#### 〈住まい(転居含む)〉

- 福島県住宅復興マッチングサポート事業
- ふくしま定住・二地域居住推進基盤再生事業 等

#### 〈リスクコミュニケーション〉

- 放射線・除染に係るセミナー・現地視察会
- 食の安全・安心推進事業 等

#### 〈生活支援〉

- 被災地情報提供事業
- 母子避難者等高速道路無料化支援事業 等

#### 〈生活資金〉

- 生活福祉資金貸付等補助事業
- 母子(父子)福祉資金貸付事業

#### 〈除染〉

- 市町村除染対策支援事業
- 除染情報視覚化事業

#### 〈就学(教育)〉

- 被災児童生徒等就学支援事業
- ピュアハートサポートプロジェクト 等

#### 〈就労〉

- ふくしま回帰就職応援事業
- ふるさと福島Fターン就職支援事業 等

#### 〈放射線〉

- 緊急時・広域環境放射能監視事業
- 学校給食検査体制支援事業 等

#### 〈賠償〉

- 原子力損害賠償法律等相談事業
- 原子力損害賠償巡回相談事業

県外自主避難者への情報支援事業・説明会(2015/7/1 於:新潟市)での福島県側からの説明を踏まえ、図に※①～④を付記し、以下問題点を簡単に列記する。

文責:中山均(新潟市議会議員)

- ① 「移行」と言っても、基本的に縮小・切り捨てであり、全員が「移行」できるわけではない。
- ② 「移転費用の支援」は福島へ帰還する場合のみ。
- ③ 「低所得者への民間賃貸住宅家賃への支援」については、「低所得者」の基準や範囲、支援する家賃の額など、時期・方向性などスキームは全く決まっていない。複数年支援については検討中とのこと。
- ④ 「住宅確保」(公営住宅等)については、福島県側も「予算化する施策ではなく、各県に回ってお願いするもの」「まだ動いてない」と明言、公営住宅への優先的入居を保障するものではない。
  - なお、現在運用中の「公営住宅等への入居円滑化」についても、入居応募のエントリーの要件を低くしているだけで、入居先が確保されているわけではない。しかも、都市部の公営住宅の場合、競争率は20～30倍も珍しくはなく、現状のままでは実効性は低い。